

意見公募要領

1 意見公募対象

- (1) 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の一部を改正する省令案（別添1）
- (2) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部を改正する省令案（別添2）
- (3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）の一部を改正する省令案（別添3）
- (4) 周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）の一部を変更する告示案（別添4）
- (5) 平成6年郵政省告示第72号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を改正する告示案（別添5）
- (6) 平成6年郵政省告示第424号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を改正する告示案（別添6）
- (7) 平成16年総務省告示第99号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を改正する告示案（別添7）
- (8) 平成19年総務省告示第48号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（別添8）
- (9) 平成19年総務省告示第362号（5GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を改正する告示案（別添9）
- (10) 平成19年総務省告示第365号（5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案（別添10）
- (11) 平成23年総務省告示第87号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を改正する告示案（別添11）
- (12) 平成25年総務省告示第323号（総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を改正する告示案（別添12）
- (13) 平成27年総務省告示第423号（無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を改正する告示案（別添13）
- (14) 総務大臣が別に告示する場所を定める告示案（別添14）
- (15) 4,900MHzを超え5,000MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める告示案（別添15）
- (16) 5,150MHzを超え5,250MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める告示案（別添16）
- (17) 5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める告示案（別添17）
- (18) 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（別添18）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

別添の報道資料の「1 背景」のとおり。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<http://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、

意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: fix-micro_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類: CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAXを利用する場合

FAX番号: 03-5253-5889

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

平成30年3月17日(土)から平成30年4月16日(月)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、

提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課基幹通信室

担 当：第一マイクロ通信係

電 話：03-5253-5886

FAX：03-5253-5889

電子メールアドレス：fix-micro_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

様式

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局 電波部
基幹・衛星移動通信課 基幹通信室 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集 ―5GHz 帯無線 LAN の利用拡大等に向けた制度整備―」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。